

「大会若手研究者優秀賞表彰規程」に関する細則

1. 若手研究者の範囲を判断するにあたっては、以下のとおりとする。まず、「若手」については、自然年齢は問わず、研究者としての研究歴を基準とする。次に、「教育・研究職」については、大学や公的研究機関などに限定せず、小・中・高の教員や企業の実験室勤務者などをも含め、広く判断する。総合的には社会と学会の常識的な観点から選考委員会が判断し、異議がある場合は、幹事会において最終的に決定する。
2. 「大会若手研究者優秀賞」（以下、本賞と呼ぶ）の選考対象となるか否かについては、テーマ別分科会および自由論題への応募に際して、本人から予め申告するものとする。ただし、選考を経て本賞の受賞者となった者に対しては、選考委員会から当人に若手研究者にあたるか否かにつき、書面あるいは口頭で確認を行う。なお、必要に応じて履歴書や証明書など関連書類の提出を求める。事実関係に偽りが見つかった場合は、本賞の受賞を取り消し、その旨を学会ホームページやニュースレターで公表する。
3. 選考委員会は、基本的に5人程度で構成する。選考委員会の構成にあたり、フルペーパーを提出した若手研究者の指導教員は、選考委員としては委嘱しないものとする。なお、選考委員の氏名は、会員に公表する。
4. テーマ別分科会および自由論題へのフルペーパー提出の締め切りを設けるにあたっては、審査に要する最小限の時間が確保できるように努めるものとする。
5. 選考委員会は、基本的には大会の前日までに、審査の経過および結果を幹事会に報告するものとする。
6. 本賞の受賞者となった者が、大会での当該フルペーパーの発表を特別な理由なしに怠った場合は、本賞の受賞を取り消し、その旨を学会ホームページやニュースレターで公表する。
7. 表彰においては賞状および副賞を授与する。

2019年10月19日 制定

2024年10月19日 8. を削除 第149回大会臨時総会報告